



おくりもの

阿南市へ

- 除菌電解水給水器40台
- 株式会社岡部機械工業
- 代表取締役 星場俊之様から
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
- マスク(不織布)10万枚
- 株式会社GF 代表取締役 藤崎耕治様から
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
- 洋菓子約2600個
- 株式会社小土手
- 小土手治美様から
- 保育所等の子どもたちへ
- 防災公園表示看板2枚
- 阿南南ロータリークラブ様から
- 金26万517円
- サッポロビール株式会社から
- 阿南市の「まちづくり」のための資金として
- 以上、ご寄贈いただきありがとうございます。

農業者年金に加入しませんか

メリット

・少子・高齢化時代に強い積

立方式の年金
 ・終身年金で80歳までの保証付き

・支払った保険料は全額社会保険料控除
 ・手厚い政策支援で保険料に国庫補助も

加入条件 次の①～③の全てに該当する方

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事している方
- ③20歳以上60歳未満の方

問い合わせ **農業委員会事務局**
 ☎22-3790
 または、最寄りの農協へ

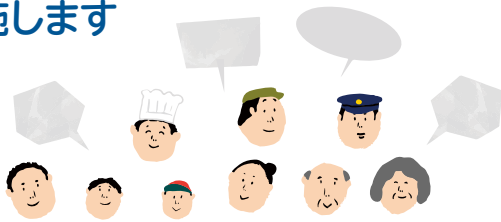
農業者年金の現況届
 提出期間 6月1日(月)～30日(火)

令和2年度阿南市戦没者追悼式の中止について

明治以来の大戦により尊い犠牲となった戦没者の霊を慰めるとともに、再び悲しみの歴史を繰り返すことのないよう平和への誓いを新たにすため、毎年市戦没者追悼式を挙行していますが、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、中止することとしました。

問い合わせ **市民生活課**
 ☎22-1116

阿南市総合計画基本構想(案)の意見公募(パブリックコメント)を実施します



市では、令和3年度から8年間を計画期間とする(仮称)第6次阿南市総合計画を策定しています。この度、長期的な視点に立ったまちづくりの指針として本市がめざす「将来都市像」などを示した「基本構想」(案)を作成しましたので、市民等の皆さまのご意見を募集します。

意見書を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体
- ・市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・上記のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

資料等の閲覧方法と閲覧場所(6月1日(月)～)

市ホームページ、市役所4階企画政策課、各支所・住民センターの窓口

意見書式

任意の書式で構いません。

※市ホームページに「参考書式」を掲載しています。

意見書の記載事項

- ①基本構想(案)への意見
- ②住所または所在地
- ③氏名(法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)
- ④市内に事務所または事業所を有するときは、その所在地および名称
- ⑤連絡先(電話番号またはメールアドレス)
- ⑥利害関係を有する方にあつては、その利害関係を有する事実

提出方法 意見書を企画政策課に持参または郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかでご提出ください。なお、提出された意見書等は返却いたしません。

募集期間 6月1日(月)～19日(金)

提出先・問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429 FAX 22-6772
 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 e-mail:kikaku@anan.i-tokushima.jp

市道沿いの竹木等の適正な管理のお願い

沿線竹木等の管理が適正にされていないと、道路に張り出した枝に接触したり、枯れた竹木の枝が落下したり、市道へ倒れることにより通行できなくなる等、道路利用者の通行の安全が害されます。

これらの原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、竹木等の所有者が責任を問われることがありますので、市道沿いの竹木等の適正な管理をお願いいたします。

問い合わせ 土木課
☎22-9596

第2回阿南市人権教育・啓発市民講座の中止について

6月23日(火)に開催を予定しておりました第2回阿南市人権教育・啓発市民講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。

なお、今後の市民講座についても、新型コロナウイルス感染症状況により、中止となる場合がございます。中止となった場合は市ホームページ等

でお知らせいたします。
問い合わせ 人権・男女参画課
☎22-3094

令和2年度所得証明書等の発行予定日

所得証明書 6月1日(月)～
所得課税(非課税) 証明書
6月4日(木)

※証明書申請時に本人確認を実施していますので、公的証明書(免許証、保険証等)をご持参ください。

問い合わせ 税務課庶務係
☎22-1114

那賀川町江野島、島尻にお住まいの皆さまへ投票所変更のお知らせ

島尻投票所として使用していましたが、子育て家庭支援センター(旧北保育所)の施設の使用ができなくなりましたので、次の選挙から敷地投票所(今津小学校体育館)に変更します。変更に伴いまして、対象地区の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力のほどお願いします。

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎22-3791



ささゆり通信第88号

男女共同参画週間について

6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画週間です。男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現には、私たち一人ひとりの意識の変化と取組が必要です。

昨年12月に世界経済フォーラムが各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2020」を発表しました。ジェンダーギャップ指数は、各国の経済・政治・教育・健康の4つの分野のデータから作成され、男女平等の度合いを指数化したものです。

1が完全平等、0が完全不平等を示しています。つまり、数値が1に近いほど、男女平等な国です。

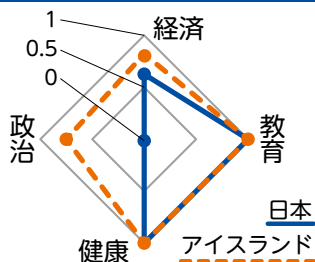
2020年版の日本のジェンダーギャップ指数は0.652、順位は153カ国中121位で、昨年の

110位(149カ国中110位)から大きく後退しました。ちなみに1位のアイスランドのジェンダーギャップ指数は0.877です。

日本が後れを取っているのは、政治分野と経済分野です。女性の国会議員や、閣僚、企業での管理職に占める割合が低く、意思決定の場に女性が参画できていない状況です。

男女共同参画社会基本法の施行から20年以上を経た現在でも、男女の性別役割分担意識は根強く、育児や家事、介護は共働き夫婦であっても妻の仕事とされています。「今の女性は強くなった」「わが家は妻の方が強い」という男性の皆さんに質問です。あなたのおうちの毎日の家事全般はどなたが担当していますか?育児は?介護は?ご近所付き合いは?これらは全て年代に関係なく、男女が協力して対等に行うものです。男女がともに生き生きと暮らせる社会づくりのため、自分自身の意識や言動を振り返ってみましょう。

日本のジェンダーギャップ指数



各分野の比較

分野	指数	順位
経済	0.598	115位
政治	0.049	144位
教育	0.983	91位
健康	0.979	40位

問い合わせ 男女共同参画室 ☎22-7401

マイナンバーの通知カードが 5月25日に廃止されます

- マイナンバーの通知カード廃止後は、
- 通知カードの再交付や、住所・氏名等が変更した場合の通知カードの記載変更は行いません。
 - 新たにマイナンバーが付番された方へは、個人番号通知書が送付されます。※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。
 - 通知カードは、マイナンバーを証明する書類として利用できません。※ただし、経過措置の規定により、通知カードの記載事項に変更がない場合や、記載内容に変更があっても、変更手続がとられている場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。



マイナンバーカードがあれば、1枚で番号確認書類と本人確認書類として利用できます。申請から交付までに約1カ月かかりますので、申請はお早めをお願いします。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

令和2年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

受診費用 無料

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

健診項目 身体計測、血圧測定、血液検査(貧血検査含む)、尿検査、心電図検査、眼底検査

※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。

健康診査の対象者		受診券の送付時期	受診期間	
①	生活習慣病と診断されていない方(入院・施設入所等されていない方) ※ 申込不要 入院・施設入所等および生活習慣病と診断された方は、すでに健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、対象者から除いています。 ※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。	6月中旬	受診券を受け取ってから、令和2年12月末日まで	
②	令和元年10月から令和2年9月末までに後期高齢者医療制度に加入された方 ※ 申込不要 10月1日以降に75歳になる方(後期高齢者医療制度に加入予定の方)は、9月末までに加入前の健康保険(国保など)の特定健診を受診してください。	令和元年10月1日～ 令和2年4月30日に加入		6月中旬
	令和2年5月1日～6月30日に加入	7月下旬		
	令和2年7月1日～31日に加入	8月下旬		
	令和2年8月1日～9月30日に加入	9月下旬		
③	受診券が届かなかった方のうち健診を受診されたい方 ※ 要申込 受診を希望される方は、6月中旬に保険年金課窓口へ備え付ける健康診査申込書によりお申し込みください。締切は、12月中旬を予定しています。	7月下旬～ 12月中旬		

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、健康診査の日程・受診券の送付時期等、中止または変更になる可能性があります。※受診される医療機関に事前予約が必要な場合がありますので、確認をしてから受診してください。

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666 または 保険年金課 ☎22-8064